

許可番号 第00707004245号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏名 株式会社 ナリコー
代表取締役 加瀬 佳正



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 佐藤 雄平



許可の年月日
許可の有効年月日

平成23年9月30日
平成30年9月23日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦ゴムくず⑧金属くず⑨ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。)
及び陶磁器くず

(これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件



4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成8年9月24日

更新許可年月日 平成13年9月24日

更新許可年月日 平成18年9月24日

更新許可年月日 平成23年9月30日 (有効期間 平成23年9月24日～平成30年9月23日)

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏名 株式会社 ナリコー
代表取締役 加瀬 佳正



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 佐藤 雄平



許可の年月日 平成23年 9月30日

許可の有効期限 平成30年 9月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤感染性廃棄物

以上5種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件



4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成 8 年 9 月 2 4 日

更新許可年月日 平成 1 3 年 9 月 2 4 日

更新許可年月日 平成 1 8 年 9 月 2 4 日

変更許可年月日 平成 2 1 年 4 月 1 5 日 (汚泥の追加及び廃油、廃酸、廃アルカリの特定有害産業廃棄物に係る有害物質の追加)

更新許可年月日 平成 2 3 年 9 月 3 0 日 (有効期間 平成 2 3 年 9 月 2 4 日～平成 3 0 年 9 月 2 3 日)

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

②廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上11項目

③廃酸（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

④廃アルカリ（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

以上4種類

以下余白

コピー無効